

北海道選挙管理委員会告示第25号

令和3年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年6月3日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	89,977
3分の1の数	662,355

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	69,673	根室市	7,133
札幌市北区	80,614	千歳市	27,295
札幌市東区	74,669	滝川市	11,402
札幌市白石区	61,807	登別市	13,544
札幌市厚別区	36,540	恵庭市	19,645
札幌市豊平区	64,990	伊達市	9,642
札幌市清田区	31,455	北広島市	16,558
札幌市南区	39,304	北斗市	12,816
札幌市西区	62,380	空知地域	48,594
札幌市手稲区	40,145	石狩地域	21,876
函館市	73,470	後志地域	24,972
小樽市	33,185	胆振地域	14,798
旭川市	95,382	日高地域	18,203
室蘭市	23,742	渡島地域	24,904
釧路市	47,886	檜山地域	10,116
帯広市	47,269	上川地域	36,072
北見市	33,288	留萌地域	12,693
岩見沢市	23,041	宗谷地域	8,109
網走市	9,887	オホーツク東地域	16,589
苫小牧市	48,085	オホーツク西地域	18,786
稚内市	9,445	十勝地域	47,684
江別市	34,153	釧路地域	16,750
名寄市	7,782	根室地域	13,255

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,400
	3分の1の数	123,332
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,741
	3分の1の数	156,172
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,799
	3分の1の数	156,654
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,713
	3分の1の数	78,548